

告 示

埼玉県選管告示第十五号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年四月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

選挙長

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二千三百十六番地四 中 英 二

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県秩父郡皆野町大字国神三百四十八番地 鈴 木 正 文